

平成15年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会

○議事日程

平成15年2月6日（木曜日）午後0時45分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号から議案第4号、提案理由の
説明、質疑、討論省略、採決

○本日の会議に付議した事件

1. 開 会
2. 会議録署名議員の指名
3. 会期の決定
4. 議案の上程
5. 提案理由の説明
6. 質 疑
7. 採 決
8. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	木	原	義	春	君
副議長	山	口	昌	利	君
2番	篠	原	岩	雄	君
3番	中	原	英	雄	君
4番	服	部	かをる		君

○欠席議員（なし）

○執行部

管 理 者	渡	貫	博	孝
副 管 理 者	綿	貫	登	喜 夫
収 入 役	馬	場	孝	之

○説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	小	川	晴	一
次 長	小	林	一	丈

○構成市町出席職員

佐 倉 市 経 済 部 部 長	萩	原	盛	夫
佐 倉 市 生 活 課 課 長	蓑	輪	正	信
酒々井町生 活 課 課 長	遠	藤		泉

○議会事務局出席職員氏名

総 務 課 長 補 佐	石	原	すみ子
施 設 管 理 課 長 補 佐	稻	田	明
総 務 課 主 査	門	山	孝 雄

○連絡員

総務課副主幹 後藤 孝安
施設管理課副主幹 市原 敏彦

◎開会及び開議の宣告

(午後12時45分)

○議長（木原義春君） それでは、どうも皆さんご苦労さまでございます。本議会の報告については、1時半ということで報告がありますが、諸般の都合で繰り上げ12時45分から会議を開くということで、皆さんのご理解をいただきましたので、ただいまから会議を開きます。

ただいまの出席議員は5人で、議員定数の半数以上に達しております。

よって、平成15年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

○議長（木原義春君） 日程に先立ちまして、監査委員より定期監査及び例月出納検査の報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（木原義春君） 直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、山口昌利君、篠原岩雄君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（木原義春君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期の決定につきましては、会議規則第4条の規定により本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原義春君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程

○議長（木原義春君） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木原義春君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号までを一括議題といたします。

◎議案第1号～議案第4号の提案理由の説明、質疑、採決

○議長（木原義春君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、渡貫博孝君。

○管理者（渡貫博孝君） 本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、深く感謝申し上げます。

ただいまより本日提案をいたしました議案4件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成14年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正額は1,247万2,000円の減額補正でありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億9,067万9,000円にいたそうとするものであります。

歳入といたしまして、使用料及び手数料に986万5,000円、繰越金に4,779万4,000円、諸収入に1,639万6,000円を追加し、財産収入34万3,000円、繰入金2,588万4,000円、組合債6,030万円を減額しようとするものであります。

歳出といたしましては、議会費75万8,000円、総務費993万4,000円、衛生費2億2,635万3,000円を減額し、諸支出金2億2,457万3,000円を追加しようとするものであります。

また、第2表継続費及び第3表の地方債を変更をいたそうとするものであります。

今回の補正は、年度末の計数整理が主なものであります。

議案第2号は、平成15年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算であります。

平成15年度の予算につきましては、佐倉市並びに酒々井町から排出され、当組合に搬入されます廃棄物の適正かつ円滑なる処理を推進することを目的として編成いたしております。また、廃棄物処理経費の適正化を図り、管理的経費の削減に努めているところでございます。歳入歳出予算の総額は42億3,322万9,000円で、前年度に比較いたしますと22億9,578万5,000円の増額となり、118.5%の増となります。この増額の要因は、佐

倉市、酒々井町清掃組合ごみ焼却処理施設増設工事が主なものです。

第1表、歳入歳出予算の歳入につきましては、分担金及び負担金15億922万6,000円、前年度より1.3%の減となっております。その他使用料及び手数料3億3,920万円、国庫支出金4億7,190万5,000円、県支出金7,078万5,000円、財産収入9,000円、繰入金2億5,681万3,000円、繰越金500万円、諸収入4,519万1,000円、組合債15億3,510万円を計上いたしました。

歳出につきましては、議会費として43万5,000円、総務費として2億725万2,000円、これは職員の給与、共済費、賃金等の人物費及び監査委員費が主なるものであります。

次に、衛生費36億1,210万円は、ごみ処理処分に要する経費及びごみ焼却処理施設増設工事が主なるものであります。

公債費4億343万3,000円は、酒々井リサイクル文化センター各施設の地方債等の元金と利子の償還金であります。その他諸支出金500万9,000円、予備費500万円を計上しております。

また、第2表に継続費、第3表に債務負担行為、第4表に地方債をそれぞれ計上しております。

議案第3号は、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

今回の改正は、給料表の引き下げ及び扶養手当並びに期末手当の改正であります。扶養手当につきましては、配偶者手当を引き下げ、扶養親族である子等3人目以降を引き上げようとしたるものであります。また、期末手当につきましては、平成15年3月支給分の0.05カ月分を引き下げ、平成15年4月から期末手当3月支給を廃止し、6月及び12月支給の期末・勤勉手当を引き上げたとするものであります。

議案第4号は、佐倉市、酒々井町清掃組合手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてであります。

今回の改正につきましては、別表手数料の欄について、1キログラムの表示を酒々井リサイクル文化センターの秤の表示に基づき、10キログラム単位に改正し、料金を徴収いたしますとするものであります。

以上本日提案をいたしました議案についてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、原案どおり可決くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終ります。

○議長（木原義春君） これより事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長、小川晴一君。

○事務局長（小川晴一君） 事務局長の小川晴一でございます。

議案第1号 平成14年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第2号）から
補足説明をさせていただきます。

まず、議案第1号でございますが、1ページ目をお開き願います。平成14年度佐倉市、
酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出の補正は、歳入歳出それぞれ1,247万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額
を歳入歳出それぞれ29億9,067万9,000円とするものでございます。

継続費の補正につきましては、第2表によります。

地方債の変更につきましては、第3表による補正でございます。

それでは、3ページ、4ページ目をお開き願います。第2表の継続費でございますが、
継続費の衛生費でございます。ごみ焼却処理施設の増設工事、補正前の総額につきまし
ては50億4,550万円でございましたが、執行後47億400万円で契約をされ、補正後の年割
額に変更をしたいということでございます。

次に、ごみ焼却処理施設増設工事に伴う施工監理業務の委託料でございますが、補正
前につきましては、6,535万4,000円でありましたが、補正後6,247万5,000円といたしま
して、年割額に変更したいという内容でございます。

次に、第3表でございます。5ページ、6ページ目をお開き願います。地方債につき
ましては、ごみ焼却処理施設増設工事に伴う地方債の限度額でございますが、6億
3,600万円でありましたが、これを5億7,570万円に補正しようというものでございます。

それでは、続きまして予算の事項別明細書によって説明をさせていただきます。7ペ
ージ、8ページをお開き願います。

まず、2の歳入から説明をさせていただきます。歳入の中で補正につきましては、2
款の使用料及び手数料でございます。衛生手数料につきまして3億1,700万円の予算に
対しまして、補正額986万5,000円になります。これは清掃手数料でございまして、当初
の見込みより搬入が多かった結果、これだけ増額ということになります。

次に、財産収入でございます。これにつきましては、利子及び配当金で減額の34万
3,000円でございます。これにつきましては、財政調整基金の利子の低下ということで
計数を整理させていただいております。

次に、繰入金ですが、これは財政調整基金からの一般会計の繰入金ということで減額補正の2,588万4,000円でございます。これにつきましては、ごみ焼却処理施設の増設工事あるいはそれに伴う施工監理業務等を執行した中で繰入金を調整させていただいて、減額の2,588万4,000円とさせていただきたいという内容でございます。

次に、繰越金でございます。これは補正額4,779万4,000円ということで、これは前年度の繰越金、平成13年度の決算により確定いたしましたので、その金額とさせていただきたい。

次に、諸収入でございます。預金利子につきましては、減額の19万3,000円ということで、これにつきましては歳計金の預金利子の低下ということで整理をさせていただきたいと思います。

それから、雑入でございますが、1,658万9,000円の増額でございます。これにつきましては、有価物の売り扱いにつきまして、スチール缶あるいはアルミ缶の回収率が向上いたしまして、アルミ缶等が販売できたという結果でございます。成田市へのごみの処理負担金等については、若干期日の関係で減額された部分がございますけれども、総額といいたしましては、収入増ということでこの1,658万9,000円を補正させていただきたいという内容でございます。

次に、組合債でございます。組合債につきましては、6億3,600万円を予算化してございましたが、うち補正額は減額の6,030万円でございます。これにつきましては、工事額の確定によりまして減額をさせていただくという内容でございます。その結果、歳入合計につきましては、30億315万1,000円に対しまして、補正額減額の1,247万2,000円ということで29億9,067万9,000円の予算としようとするものでございます。

続きまして、歳出について説明させていただきたいと思います。歳出の議会費につきましては、計数整理ということで減額をさせていただきたいということでございます。

次に、総務費につきましては、一般管理費でございます。これにつきましては、減額の993万4,000円でございますが、これは給料、職員手当等の減額ということで、主には計数整理でございますけれども、後ほどご説明申し上げます給与条例の改正等も踏まえた計数整理ということでございます。

次に、監査委員費でございます。これにつきましては補正がございません。

次に、衛生費のうち清掃費、じん芥処理費でございますけれども、これは減額の2億2,065万4,000円でございます。主な内容といいたしましては、需用費が3,009万8,000円で、

これにつきましては光熱水費あるいは医薬材料費ということで、平成13年10月から粗大ごみが佐倉市は有料化になりました、酒々井町は平成14年7月から有料化されてございます。結果的には、佐倉市の粗大ごみの減量がされまして、その結果、粗大ごみの焼却部分が減ってございますので、合わせて光熱水費、医薬材料費が減額してきてているというような内容でございます。次の13の委託料につきましては、執行の結果ということで、それぞれ減額をさせていただいております。ただ、有価物の処理業務委託料、先ほど販売の方で増額しておりますが、これは処理の方もふえてございますので、若干ふえた結果、増額ということで1,172万1,000円は増額させていただきたいという内容でございます。特に委託料が減ってございます。

次に、工事費でございます。13、14ページでございます。工事費につきましては、ごみ焼却処理施設増設工事に係る減額でございます。7,923万4,000円、これは契約後の数字で整理をさせていただいております。次に、22の補償補てん及び賠償金でございますけれども、これにつきましては、過誤納金ということで、有価物の売却代金の中で若干重複した部分がございまして、それに対する過誤納金ということで返還させていただく内容のものでございます。

次に、地域振興費につきましては、電波状況改善事業ということで、これにつきましては事業を進める中で執行残ということで整理をさせていただきたいというものでございます。

次に、諸支出金の基金費でございますが、財政調整基金につきまして2億2,457万3,000円を補正をさせていただくということで、これは執行残等あるいは前年度繰越金等について整理をさせて、それにつきましては財政調整基金に積み立てさせていただくという内容でございます。

歳出合計が当初30億315万1,000円に対しまして、補正額減の1,247万2,000円で29億9,067万9,000円としようとするものでございます。

一応補正につきまして説明をさせていただきました。

続きまして、議案第2号の平成15年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算につきまして説明をさせていただきます。

まず、1ページ目でございます。これにつきましては、歳入歳出予算、歳入歳出それぞれ42億3,322万9,000円と定めるものでございます。

次に、第2条は第2表の継続費でございます。

第3条につきましては、第3表の債務負担行為。

第4条につきましては、地方債。

第5条につきましては、一時借入金ということで借り入れの最高限度額を定めようとするものでございます。

それでは、内容につきましては、まず4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。第2表の継続費から説明をさせていただきます。継続費につきましては、衛生費の中でごみ焼却処理施設増設工事でございます。これにつきましては、総額47億400万円でございまして、15年、16年度の年割額を定めようとするものでございます。

次に、ごみ焼却処理施設増設工事に伴う施工監理業務の委託料でございます。総額は6,247万5,000円で15年、16年の年割額を定めようとするものでございます。

3表につきましては、債務負担行為ということで、これはファクスの賃借料でございます。平成15年から5年間の賃借料を債務負担行為ということでお願いしようとするものでございます。

次に、地方債でございますが、ごみ焼却処理施設増設事業でございます。これにつきましては、15億3,510万円につきまして利率年5%以内で借り入れしようという内容でございます。

次に、佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算に関する説明書でございます。これにつきましては、事項別の明細書で説明をさせていただきます。まず、9ページをお開き願います。歳入についてでありますと、分担金及び負担金でございますが、組織市、町の負担金でございます。15億922万6,000円でございます。組織市、町の負担金、これは後ほど21ページで総括表が載ってございますが、佐倉市の負担金が13億3,903万円、酒々井町の負担金が1億7,019万6,000円でございます。

次に、衛生手数料でございますが、これにつきましては3億3,920万円ということで、清掃手数料でございます。これはごみの処理手数料ということで搬入されたごみの手数料でございます。3億3,920万円を予定してございます。

次に、国庫の支出金でございます。国庫補助金の4億7,190万5,000円につきましては、廃棄物処理施設の整備費補助金ということで、増設事業に係るものでございます。補助基本額に対しまして、補助率は4分の1ということになってございます。

次に、県の補助金でございます。これにつきましては、7,078万5,000円でございます。衛生費の補助金につきましては、これが県から補助される内容でございます。おおむね

補助基本額から国庫補助金額を除いたその額の5%程度となります。

次に、財産運用収入でございますが、これは利子及び配当金で9,000円を予算化させていただきます。

繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金で2億5,681万3,000円を予定させていただいております。内容的には償還金あるいは増設工事の関係等でございます。

それから、次に繰越金でございます。前年度繰越金につきましては、500万円を予定させていただいております。

諸収入につきましては、預金利子ということで1,000円を入れさせていただいております。

雑入につきましては、4,519万円ということで、主なものといたしましては、有価物の売払収入ということで3,915万1,000円あるいは蒸気の使用料ということで295万2,000円を予定してございます。

次に、組合債でございますが、衛生費の組合債につきましては15億3,510万円ということで、これは清掃債でございます。これにつきましては、増設工事の一般財源のあるいは補助残の残りの部分を起債において賄おうとしたそうとするものでございます。それでこれにつきましては、現在、環境基本法第17条の公害防止計画ということがあるわけでございますけれども、関係都道府県知事ということで、知事がこの計画を策定するわけですが、この区域に指定されると補助率が上がってくるということでございます。まだ新しい内容で通知してございませんが、来ましたら若干変更させていただくことになろうかと思います。

歳入合計につきましては42億3,322万9,000円という内容でございます。

次に、歳出について申し上げます。議会費でございます。43万5,000円、これにつきましては議会及び議会運営に要する経費を計上してございます。報酬、旅費等でございます。

次に、総務費でございます。一般管理費2億716万円につきましては、職員の人工費、一般管理費等を計上いたしております。職員19名あるいは特別職給料の3人分ということで給料、それから職員手当、共済費、賃金等を計上させていただいております。

次に、14、15ページでございます。使用料及び賃借料の817万9,000円につきましては、主に賃借料のコピー機あるいはパソコン等の賃借料でございます。

次に、総務費の中での監査委員費でございます。9万2,000円につきましては、監査

委員及び監査事務に要する経費を計上してございます。報酬、旅費、需用費等でございます。

次に、衛生費でございます。じん芥処理費でございます。36億968万3,000円でございます。ごみの焼却処理、破碎処理及び埋め立て処分に要する経費を計上してございます。じん芥処理費の主なものといたしましては、需用費の2億6,120万7,000円でございます。主なものでは、光熱水費の7,556万1,000円で、これは電気料金と水道料金でございます。次に、修繕料につきましては、焼却処理施設あるいは最終処分場浸出液処理施設の修繕ということで1億889万7,000円を計上させていただいております。

次に、医薬材料費の6,589万8,000円につきましては、これは主なものといたしましては、消石灰、活性炭入りということで、それを予定してございます。次に、委託料でございます。委託料につきましては、各種分析調査業務委託料ということで5,090万9,000円ということでございます。これについてはばい煙、ダイオキシン、臭気、ごみ処理施設等の管理運営に関する監視調査等を実施する分析の調査業務でございます。次に、ごみ焼却処理施設管理業務委託料につきましては、3億8,029万4,000円で焼却処理施設60トン炉2炉、100トン炉1炉、粗大ごみの処理50トン、1日50トンの処理施設の管理委託料でございます。主な内容といたしましては、人件費等になろうかと思います。次に、最終処分場浸出液処理施設運転管理業務委託料につきましては、最終処分場の浸出液の処理を行おうというものでございます。1,941万2,000円でございます。次に、有価物処理業務の委託料でございますが、これにつきましては4,785万2,000円ということで、回収された粗大ごみ等から有価物を販売するために処理しようとするものでございます。次に、ごみ焼却処理施設の保守整備業務委託料でございます。これにつきましては3億4,209万円でございます。これにつきましては、機械整備あるいは交換等を行おうとするものでございます。それから、焼却灰再生処理の業務委託料につきましては、焼却飛灰あるいは焼却残滓につきまして、これを再利用化できるように、エコセメント化に委託しようとするもので、1億8,786万6,000円でございます。主なものといたしましては、そのほかにごみ焼却処理施設の増設工事に伴う施工監理業務委託料の2,320万5,000円でございます。

続きまして、工事請負費でございますが、ごみ焼却処理施設増設工事の22億3,571万2,000円でございます。これは増設工事の第2年目に当たっての工事費でございます。原材料費につきましては、最終処分場の原材料費ということでございます。

次に、センター運営費でございます。これにつきましては、リサイクルセンターの運営に要する経費の計上で241万7,000円でございます。需用費、役務費、委託料でございます。

次に、公債費でございます。18、19ページでございますが、元金3億4,936万2,000円につきましては、元金の償還分で地方債が7件、県債が3件、合わせて10件の地方債の元金の償還金でございます。

次に、利息につきましては、5,407万1,000円でございます。これにつきましては、償還金利子でございまして、地方債が8件、県債が3件の計11件に対する利息でございます。

次に、諸支出金の中の財政調整基金費でございます。500万9,000円でございます。これは財政調整基金に積み立てようとする内容でございます。

次に、20ページ、21ページをお願いします。予備費でございます。これは500万円ということで、歳出合計が42億3,322万9,000円を計上したものでございます。

次に、平成15年度の佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計の負担総括表でございますが、事務事業費負担金と建設事業費負担金になってございます。佐倉市と酒々井町で、佐倉市が総額といたしましては、88.72%、酒々井町が11.28%ということで負担をお願いすることとなります。

その他に給与費の明細書、それから継続費についての前年度末までの支出額、前年度末までの支出総額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進捗状況に関する調書、それから債務負担行為で翌年度以降に渡るものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書、地方債の平成13年度末における現在高並びに平成14年度末及び平成15年度末による現在高の見込みに関する調書ということで、現在平成15年度末の見込みとしては37億13万8,000円を見込んでございます。

以上、一般会計予算について説明をさせていただきました。

続きまして、議案第3号でございます。佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

これにつきましては、人事院給与勧告に伴う改正でございます。第1条につきましては、これは配偶者の扶養手当の減額あるいは子等の3人目以降の手当の増額とそれぞれ2,000円の減と2,000円の増ということに改めるものでございます。

次には、3月の期末手当につきまして、0.05カ月分を減としようとするものでございます。

附則の第21項から第25項までにつきましては、特例一時金についての規定を削るという内容でございます。

次に、別表第1及び別表第2につきましては、人事院勧告に伴いまして、改正しようとするもので、この内容につきましては構成市の佐倉市と同じ内容になってございます。

次に、第2条につきましては、平成15年度より3月の期末手当を廃止いたしまして、その内容につきまして6月と12月に整理をしようとするものでございます。その次の各号につきましては、在職期間による支給率ということでこれを変えようとするものでございます。なお、あわせて再任用職員についても同様としようとする内容でございます。この施行につきましては、第1条の3月の期末手当あるいは給料表の改正につきましては、3月1日から施行しようとするもので、第2条につきましては、平成15年の4月1日から施行しようという内容のものでございます。

次に、附則の2、3、4につきましては、それぞれ給料の調整を、必要なものについては調整を行うというような内容でございます。

附則の7でございますが、これにつきましては期末手当の今回の特例ということで、これにつきましては、平成15年の3月の期末手当につきまして、今回改正する給料による内容について4月1日から改正されたとして計算された額とその以前に支給された額の差額を期末手当から控除をしようというような内容でございます。これが附則の7でございます。

附則の8と9につきましては、その経過措置というような内容でございます。

それから、10、11につきましては、育児休業に関する条例に関するもので、期間を3箇月以内から6箇月以内に改めるというような内容でございます。

続きまして、議案第4号でございます。議案第4号につきましては、佐倉市、酒々井町清掃組合手数料徴収条例の一部を改正する条例ということで、別表中手数料を次のように改めるということでございますが、内容的には現在手数料の表示を1キログラム当たり20円、25円というような表示をしてございますが、秤の表示に基づいて、10キログラム当たりということで200円、250円というようにそれぞれ改めようとするような内容でございます。

以上概要を説明申し上げました。よろしくどうぞお願ひいたします。

○議長（木原義春君） これより質疑を行います。

服部議員。

○4番（服部かをる君） 16ページのじん芥処理費の需用費、修繕料なのですけれども、焼却炉の最終処分場浸出液処理施設の修繕ということなのですが、平成14年度より金額がかなりふえておりますが、具体的に何か予定されている修繕があるのでしょうか、どのような修繕があるのですか。

○議長（木原義春君） 局長。

○事務局長（小川晴一君） 需用費の中の修繕料でございますが、これにつきましては、焼却処理施設といたしましては、受け入れ供給設備の交換ということで、一部投入扉2面、それからクレーンのバケットの交換等が予定されています。そのほか最終処分場の浸出液処理施設の砂ろ過塔の交換等で、大きなものといたしましては、そのような内容になります。

○議長（木原義春君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（木原義春君） なければ、質疑はなしと認めます。

それでは討論を省略し、これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（木原義春君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（木原義春君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（木原義春君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（木原義春君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（木原義春君） 以上をもちまして、平成15年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 1時28分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議長　木原義春

署名議員　山口昌利

署名議員　篠原岩雄